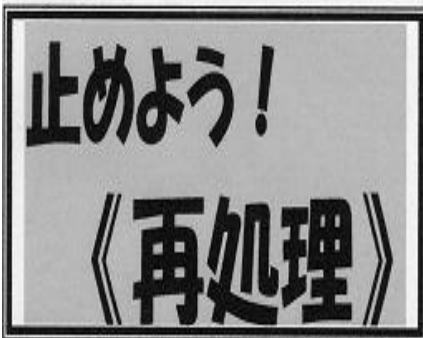


三陸の海を放射能から守る 岩手の会

郵便振替 02240-5-102650
ホームページ《再処理／岩手の環境》
http://homepage3.nifty.com/gatayann/env.htm
《まった再処理分庫》
http://briefcase.yahoo.co.jp/kimag



《天恵の海》

2013(平成25)年
5月 10日
第126号
編集事務局 S.Oshida
TEL・FAX 019-623-1636

放射性汚染物の焼却処分は 本当に安全か?

川田龍平参議院議員の質問主意書と 政府答弁書からわかること

参議院議員川田龍平氏は、放射性汚染物の一般焼却炉での焼却、埋設処分を決めた政府の施策について、第180国会において質問主意書を提出し政府答弁書を得ました。その要点を紹介し焼却処分決定に至る過程を述べた上、焼却処理ではない、粘土固定などによる安全な方策に転換することを求めて報告します。

参議院ホームページ <http://www.sangiin.go.jp>

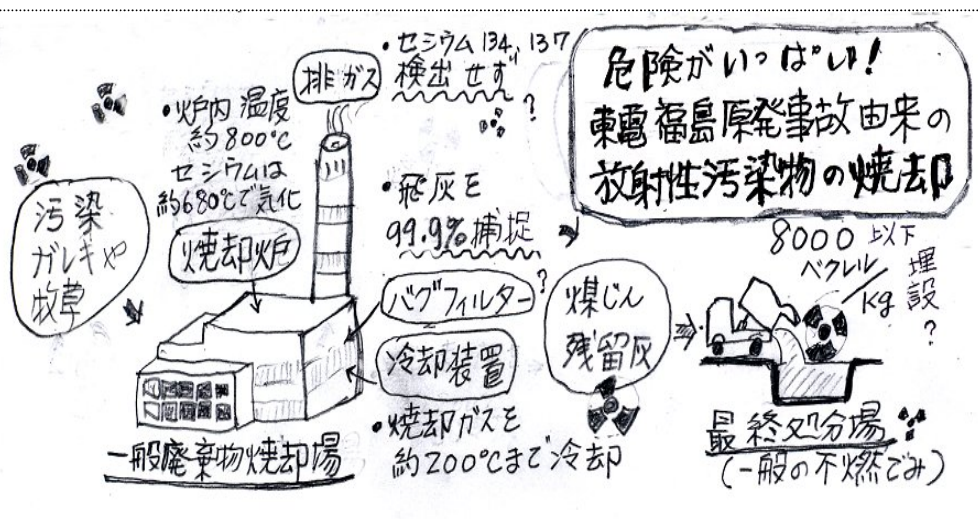
第180国会 [質問主意書]

「放射性廃棄物の拡散対策に関する質問」
(質問第20号・再質問第36号)

「放射性物質による汚染瓦礫の焼却処理等に関する質問」
(質問第83号)

*「岩手の会」ホームページにコメントがあります。

福島原発事故で大気中に放出された放射性セシウムは広島原爆の約一六八倍(政府報告書)もあり、東日本だけでなく日本全土、いや韓国など近隣国への飛散も伝えられています。セシウム-137は約三〇〇年経たなければ無視出来る程度まで減衰しませんが、「放射性物質汚染対処特措法」が、大震災の年に制定され昨年からの施行されています。政府は危険な放射性汚染物を一般廃棄物焼却炉で燃やし、回収した煤じんや灰を「一般不燃物」として埋設する施策を進めています。放射性汚染物の一般焼却炉での焼却と煤じんや灰の埋設処分は世界でも前例がなく、放射能を拡散させ被ばくによる健康被害が心配されます。一刻も早く中止すべきです。



世界に 前例のない 焼却処分

燃やしても
放射能は減らない。
昨年六月に政府は「汚染がれきと一般がれきとの混合処分と埋め立て」を決定しましたが、この方策は、放射線被ばく防護の点から、間違った選択です。がれきは一般焼却炉で燃やせば灰

となり体積が縮小し、約三%くらいになると言います。しかし、放射能の量は減りません。政府は、「放射能を含んだ灰(主灰・飛灰)はフィルターで九九・九%捕捉できる」「飛灰(煤じん)や燃え残り灰は、一キログラムあたり八〇〇〇ベクレル以下であれば、一般の燃えないゴミとして埋設して差し支えない」としました。原発災害に対処するための緊急措置とはいえず、放射能汚染防止の原則に反します。
焼却炉内の高温で、セシウムは気化する。
多くの焼却炉では燃焼温度は摂氏約八〇〇度と言われています。セシウム単体の気化する温度は約六八〇度です。この点について川田議員は「バグフィルターでは放射性的気体の捕捉は期待できないのではないか?」と質しました。これに対し政府答弁書は、「バグフィルターなど集塵器に流入する燃焼ガスについて概ね摂氏二〇〇度以下に冷却するので、セシウムガスは

**日本アイソトープ協会滝沢研究所(RMC)
岩手県滝沢村
医療用放射性廃棄物処理センター の
放射性物質除去のフィルター**

■RMCのフィルターは二段構えになっています。焼却炉からの排ガスはドイツ製のセラミックフィルターで、円筒状の焼き物です。ここで0.3ミクロン以上の粒子は96%が除去可能とのこと。長さ1m直径10cm、(フィルターの)厚さ1~2cm程度で、かなり高価です。170本入っておりそこを焼却ガスが通過する。温度を降下させる意味もある。

■次いでHEPA (High Efficiency Particulate Air Filter) フィルターを通す。RMCでは8枚使用している。しかし、このフィルターでも0.3ミクロン以下の粒子は除去できない。使用温度は常温~350度C。

■フィルターに付着した煤じんや残り灰はドラム缶に密閉して敷地内に保管されています。

放射性セシウム排水規制基準値 (Bq/リットル)

(項目)	原子力施設	滝沢村・RMC公害防止協定(国基準の10分の1とする)	飲料水(国)
セシウム134	60	6	10
セシウム137	90	9	

ほとんどが気体では存在せず、煤じんに凝集付着し、フィルターで煤じんとともに捕捉される」と答えています。しかし、約800度の高温の放射性セシウムガスを一気に約2000度まで下げると冷却装置はうまく機能するのでしょうか。一旦気化した放射性セシウムが、気体から液体や固体に戻りどんな場合でもそんなにうまく煤じんに凝集付着するものだろうか? 高熱ガスを冷却できなければ集塵器のフィルターは熱で破損するということはないのだろうか?。

捕捉率九九・九%はフィルター通過前後の濃度の比較
さらに、「バグフィルター」は万全なのででしょうか? 答弁書では「九九・九%捕捉」の根拠として、環境省が測定した「福島市あらかわクリンセンター」の資料を示しています。それによれば「集塵器を通る前の燃焼ガスの放射能濃度が二二〇ベクレル/日、バグフィルター通過後には〇・二八五ベクレル/日」となっていた。従ってその濃度の比較から集塵器によって九九・九二%が除去された。」とされています。しかし、

測定サンプルの数や測定時間も示されていません。
汚染放射性物質全重量と捕捉量の資料を示せ
環境への安全は、◆焼却対象物に付着した放射性物質の全重量が示された上で、◇大気へ放出された放射性ガスの量◇フィルターに付着した放射性物質の量◇焼却灰に残存した放射性物質の量の三者の合計が正確にもとの全重量に合致しなければ照明されません。しかしそのような記述はないのです。むしろ驚いたこと

には、政府答弁書(二〇一二年四月二〇日付)には『一般焼却炉での科学的実証に基づく(學術)報告書については承認していない。』と記載されています。これでは、「バグフィルターにより九九・九%捕捉出来る」という主張は科学的に実証されていないことになりません。

「ハ〇〇〇ベクレル/日以下安全」の根拠を示せず
捕捉焼却灰について、政府答弁書(二〇一二年二月一七日付)では「災害廃棄物のうち、八〇〇〇ベクレル/kg以下のものでの埋め立て処分では、住民の被ばく線量は年間十マイクログラム以下であるとの結果を得ており、安全性を確認している」と述べて、「一般廃棄物として埋設処理してよい」としています。しかし、その計算の根拠が示されておらず、信用できません。クリアランス制度での埋め立ては「一〇〇ベクレル/kg」。一方特措法では「八〇〇〇ベクレル/kg」。どのような計算すれば住民の被ばく量が年間十マイク

ロシーベルト以下となるのでしょうか。
ごみ焼却場が「放射線障害防止法」対象施設に
「電離放射線障害防止規則(昭和四三年労働省令第四号)ではセシウムの場合「一ダあたり一〇ベクレル(一万ベクレル/kg)以上の放射線」を扱う作業所は「放射線取扱施設」として扱うということになっています。福島県あらかわ焼却場で「バグフィルター」の捕捉灰が七万三〇〇〇ベクレル/kg、岩手でも一関市や胆江地区の一般焼却場で一万ベクレル/kg以上測定値が出ています(本紙第一二四号参照)。これは「一般ごみ焼却場が放

放射能汚染物を焼却しないで安全にする手立てはないものか?
-岩手の会例会での議論-
□放射能の減衰を待つしかない
セシウム134の半減期は約2年。137は約30年。半減期の10倍で1000分の1になる。そのくらいは、閉じ込めて、環境に流出しないよう保管するしかない。
□汚染がれきや牧草の堤防はどうか。
セシウムは水に溶けやすく、粘土質の土壤に吸着し、閉じ込められるといわれています。例えば津波被害を受けた海岸などに、がれきや汚染された牧草や原木を燃やさずに集めて積み上げ堤防を作るのはどうか。岩手に降り積もった放射性物質の濃度ならば、まず、コンクリートなどで雨水や地下水対策を施した基礎構造の土台を作り、その中に、汚染物と粘土を混合し、積み上げ、ある程度密閉する。その周りに土塁を作り、雑木林などに植林する。そういう案ではどうだろうか。

射線障害防止法対象の施設になっている」ことを意味します。
「放射線障害防止法」に違反する実態
一般ごみ焼却場の放射線安全対策については、特措法施行規則では、「排水口放流水中の放射性物質の濃度の監視などを行う」としているだけで、清掃従事者の放射線防護に関する知識や教育に関しては、「労働安全衛生規則(昭和四七年労働省令)」によるとするだけです。早急に「特措法・その施行規則(環境省令)」を見直し、焼却処分を止め、粘土吸着などを利用したより安全な処分方法に転換すべきです。

射線障害防止法対象の施設になっている」ことを意味します。
「放射線障害防止法」に違反する実態
一般ごみ焼却場の放射線安全対策については、特措法施行規則では、「排水口放流水中の放射性物質の濃度の監視などを行う」としているだけで、清掃従事者の放射線防護に関する知識や教育に関しては、「労働安全衛生規則(昭和四七年労働省令)」によるとするだけです。早急に「特措法・その施行規則(環境省令)」を見直し、焼却処分を止め、粘土吸着などを利用したより安全な処分方法に転換すべきです。